



2021年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役社長 野川 浩道
(JASDAQ・コード 6944)
問合せ先 取締役業務管理部長 松家 一貴
03-3439-5111

TCSカンパニーズ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）であるTCSホールディングス株式会社（以下「TCSホールディングス」といいます。）の完全子会社であるTCSカンパニーズ株式会社（以下「公開買付者」といい、公開買付者及びTCSホールディングスを総称して、以下「公開買付者ら」といいます。）が2020年12月17日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2021年2月8日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2021年2月16日付で下記のとおり当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社アイレックス株式（証券コード：6944）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

2021年2月16日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式2,803,811株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2021年2月16日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の議決権所有

割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主のTCSホールディングスは、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、2021年2月16日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) TCSカンパニーズ株式会社（新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主）

① 名 称	TCSカンパニーズ株式会社
② 所 在 地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 高山 芳之
④ 事 業 内 容	当社、アンドール株式会社及び株式会社テクノ・セブンの株式を取得及び所有すること
⑤ 資 本 金	10,000 千円
⑥ 設 立 年 月 日	1986年12月18日
⑦ 大株主及び持株比率	TCSホールディングス株式会社 100.00%
⑧ 当社と当該株主（公開買付者）の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。 ただし、公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスは、本日現在、当社普通株式1,670,000株に加え、当社のA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）830,000株（所有割合（注1）：68.61（注2）%）を直接所有し、また、TCSホールディングスの兄弟会社2社及び子会社8社（以下TCSホールディングス並びに当社普通株式を所有するTCSホールディングスの兄弟会社2社及び子会社8社を総称して「TCSホールディングスら」といいます。）を通じて当社普通株式428,500株（所有割合：10.59%）を所有しており、合わせて当社普通株式2,098,500株（所有割合：51.85%）及び本優先株式830,000株（所有割合：27.34%、TCSホールディングスらが所有する当社普通株式及び本優先株式の所有割合の合計：79.19%）を所有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の取締役会長である高橋譲治氏及び取締役である高山正大氏は公開買付者らの取締役を、当社の取締役である齊藤晴亨氏はTCSホールディングスの完全子会社であるコンピュータロン株式会社の事業統括本部営

	業推進部部門長を、当社の社外取締役（監査等委員）である鴨居和之氏はT C Sホールディングスの関連会社であるM U T O Hホールディングス株式会社の取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。 ただし、公開買付者の完全親会社であるT C Sホールディングスに対して経理等の間接業務の一部を委託しており、また、同社からの長期借入金（本日現在の元本残高：190,000千円）が存在します。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者の完全親会社であるT C Sホールディングスは、当社の親会社であり、公開買付者らは当社の関連当事者に該当します。

(注1)「所有割合」とは、当社が2020年11月13日に提出した「第79期第2四半期報告書」（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の発行済普通株式総数（2,941,740株）から、当社が2020年11月12日に公表した「2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（1,098株）を控除した株式数（2,940,642株）に、本日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権（本優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる取得請求権を意味します。以下同じとします。）を考慮して、本優先株式の全てを当社普通株式に換算（注3）した株式数（1,106,666株（1株未満の端数を切り捨て））を加算した株式数（4,047,308株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

(注2)本日現在、T C Sホールディングスが所有する当社普通株式数（1,670,000株）に、T C Sホールディングスが所有する発行済みの本優先株式（830,000株）に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを当社普通株式に換算（注3）した株式数（1,106,666株（1株未満の端数を切り捨て））を加算した株式数（2,776,666株）を分子として計算しております。以下、他の取扱いを定めない限り同じとします。

(注3)本取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、本優先株式を所有する株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額（注4）を取得価額で除することで算出されると規定されております（交付される当社普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。）。本日現在における取得価額は750円であり、本プレスリリースにおいては、T C Sホールディングスが所有する発行済みの本優先株式（830,000株）に係る本取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数を、本優先株式の発行総額（8億3,000万円）を当該取得価額（750円）で除

して算出される株式数（1,106,666株（1株未満の端数を切り捨て））としております。

（注4）本優先株式の1株当たりの発行価額は1,000円であり、発行済みの本優先株式の全部（830,000株）に係る発行価額の総額は8億3,000万円となります。

（2）TCSホールディングス株式会社（主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主）

① 名 称	TCSホールディングス株式会社	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高山 芳之	
④ 事 業 内 容	不動産賃貸、株式の所有及び管理	
⑤ 資 本 金	100,000千円（2020年3月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	1974年9月9日	
⑦ 純 資 産	43,543,167千円（2020年3月31日現在）	
⑧ 総 資 産	48,737,782千円（2020年3月31日現在）	
⑨ 大株主及び持株比率 （2020年3月31日 現在）	豊栄実業株式会社	41.13%
	高山 芳之	29.82%
	高山 正大	27.55%
	高山 和子	0.95%
	新栄実業株式会社	0.28%
	高栄商産株式会社	0.14%
	礼栄商産株式会社	0.14%

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

（1）TCSカンパニーズ株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	28,038個 (95.35%)	—	28,038個 (95.35%)	第1位

（2）TCSホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）（注5）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社及び主要株主である筆頭株主	16,700個 (56.79%)	4,285個 (14.57%)	20,985個 (71.36%)	第1位

異動後	親会社	—	28,038 個 (95.35%)	28,038 個 (95.35%)	—
-----	-----	---	----------------------	----------------------	---

(注5)「議決権所有割合」は、当社第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済普通株式総数(2,941,740株)から、当社第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(1,098株)を控除した株式数(2,940,642株)に係る議決権の数(29,406個)を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社普通株式2,803,811株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社普通株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が2020年12月16日に公表した「親会社であるTCSホールディングス株式会社の完全子会社であるTCSカンパニーズ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。当社普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(参考)

2021年2月9日付「株式会社アイレックス株式(証券コード:6944)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

2021年2月9日

各 位

会 社 名 T C Sカンパニーズ株式会社
代表者名 代表取締役 高山 芳之
問合せ先 取締役 岡本 哲夫
(TEL. 03-3245-2411)

株式会社アイレックス株式（証券コード：6944）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

T C Sカンパニーズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2020年12月16日開催の取締役会において、株式会社アイレックス（証券コード：6944、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設するJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2020年12月17日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2021年2月8日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

T C Sカンパニーズ株式会社
東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

(2) 対象者の名称

株式会社アイレックス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(注) 対象者は、対象者普通株式以外にA種優先株式（830,000株）（以下「本優先株式」といいます。）を発行しています。本優先株式には、株主総会における議決権はありませんが、本優先株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）が付されており、発行済みの本優先株式（830,000株）の全てを公開買付者の完全親会社であるT C Sホールディングス株式会社（以下「T C Sホールディングス」といいます。）が所有しております。公開買付者は、本優先株式について、本公開買付けにおける買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をT C Sホールディングスより受領しておりますので、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号に規定する全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等について規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第5条第3項第2号に該当するため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け

等の申込みの勧誘の対象としておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,940,642 株	1,960,400 株	— 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,960,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,960,400 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者普通株式の最大数である 2,940,642 株を記載しております。これは、対象者が 2020 年 11 月 13 日に提出した第 79 期第 2 四半期報告書（以下「対象者第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の発行済普通株式総数（2,941,740 株）から、対象者が 2020 年 11 月 12 日に公表した「2021 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（1,098 株）を控除した株式数（2,940,642 株）です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2020 年 12 月 17 日（木曜日）から 2021 年 2 月 8 日（月曜日）まで（33 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,100 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,960,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（2,803,811 株）が買付予定数の下限（1,960,400 株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（以下「本公開買付け届出書」といいます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2021 年 2 月 9 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,803,811 株	2,803,811 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	2,803,811 株	2,803,811 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	28,397 個	(買付け等前における株券等所有割合 70.16%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	28,038 個	(買付け等後における株券等所有割合 69.28%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	11,066 個	(買付け等後における株券等所有割合 27.34%)
対象者の総株主の議決権の数	29,389 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、TCSホールディングスが所有する本日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算(注5)した株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))に係る議決権の数(11,066個)が含まれております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済普通株式総数(2,941,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数

(1,098株)を控除した株式数(2,940,642株)に係る議決権の数(29,406個)に、本日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算(注5)した株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))に係る議決権数(11,066個)を加算した議決権数(40,472個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5)本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、本優先株式を所有する株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額(注6)を取得価額で除することで算出されると規定されております(交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします)。対象者によれば、本日現在における取得価額は750円であり、本プレスリリースにおいては、TCSホールディングスが所有する発行済みの本優先株式(830,000株)に係る本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数を、本優先株式の発行総額(8億3,000万円)を当該取得価額(750円)で除して算出される株式数(1,106,666株(1株未満の端数を切り捨て))としております。

(注6)本優先株式の1株当たりの発行価額は1,000円であり、発行済みの本優先株式の全部(830,000株)に係る発行価額の総額は8億3,000万円となります。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2021年2月16日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

TCSカンパニーズ株式会社

(東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上